令和4年度答申第47号令和4年10月21日

諮問番号 令和4年度諮問第48号及び第49号(いずれも令和4年9月27日諮問)

審 査 庁 厚生労働大臣

事 件 名 労働者災害補償保険法31条1項に基づく費用徴収決定に関する件2 件

# 答 申 書

審査請求人Xからの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

# 結 論

本件各審査請求は棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

# 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X(以下「審査請求人」という。)に雇用されていた労働者の業務上の死亡事故について遺族補償年金及び葬祭料の支給がされたところ、A労働局長(以下「処分庁」という。)が、当該死亡事故は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)31条1項3号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」に該当するとして、同項の規定に基づき、当該支給に要した費用に相当する金額の一部を審査請求人から徴収する各決定(以下「本件各徴収決定」という。)をしたことから、審査請求人がこれらを不服として各審査請求をした事案である。

- 1 関係する法令の定め
- (1) 保険給付に要した費用の徴収

労災保険法31条1項3号は、政府は、事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故について保険給付を行ったときは、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができると規定している。

#### (2) 事業者の講ずべき措置

- ア 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)20条1号は、事業者は、 機械、器具その他の設備による危険を防止するため必要な措置を講じな ければならないと規定している。
- イ 労働安全衛生法27条1項は、アの規定により事業者が講ずべき措置は、 厚生労働省令で定めると規定している。
- ウ イの規定を受けて、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号) 107条1項は、「事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検 査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすお それのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機 械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に 覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。」と規定し、 同条2項は、「事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したとき は、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取 り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転する ことを防止するための措置を講じなければならない。」と規定している。

### (3) 罰則

- ア 労働安全衛生法119条1号は、同法20条の規定に違反した者は6月 以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すると規定している。
- イ 労働安全衛生法122条は、法人の従業者が、その業務に関し、同法1 19条の違反行為をしたときは、その法人に対しても、同条の罰金刑を科 すると規定している。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) B(以下「本件労働者」という。)は、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、 処理業等を営む審査請求人に雇用されていた者であるが、令和元年11月2 4日、審査請求人の**C営業所**において、ごみ収集車で新聞や段ボールなどの 資源ごみを回収し、その荷下ろし作業を終えた後、ごみ収集車の掃除作業を 行っていた際に、ごみ収集車のごみの投入口の内部に上半身を入れて段ボー ルを除去していたところ、同僚のD(以下「同僚従業員」という。)が、ご み収集車のかき込み板と投入口の底部との隙間が狭いため掃除作業がしづら いと考え、かき込み板を上げるための上昇ボタンを押そうとして、誤って積 み込みボタンを押してしまったことから、逆に、かき込み板が下がる状態と なり、本件労働者は、かき込み板と投入口の底部との間に首を挟まれて、頭 頚部亜離断により死亡した(以下この死亡事故を「本件事故」という。)。

(履歴事項全部証明書、災害調査復命書)

(2) 本件労働者の妻のEは、令和元年12月27日、F労働基準監督署長に対し、遺族補償年金及び葬祭料の支給請求をしたところ、同署長は、令和2年10月30日付けで、本件事故は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償年金及び葬祭料の支給決定をし、本件労働者の妻に対し、同年11月5日に葬祭料(52万9,530円)を、同年12月15日、令和3年2月15日、同年4月15日、同年6月15日及び同年8月13日に遺族補償年金(計191万6,460円)を支給した。

(遺族補償年金支給請求書、葬祭料請求書、年金・一時金支給決定一時金支 払決議書(遺族補償年金に係るもの)、年金・一時金支給決定一時金支払決 議書(葬祭料に係るもの)、年金・一時金支給決定通知(遺族補償年金に係 るもの)、労働者災害補償保険法第31条の規定に係る保険給付通知書(令 和3年3月19日付け。令和2年12月15日支給分及び令和3年2月15 日支給分の遺族補償年金並びに令和2年11月5日支給分の葬祭料に係るも の)、労働者災害補償保険法第31条の規定に係る保険給付通知書(令和3 年4月21日付け。同月15日支給分の遺族補償年金に係るもの)、労働者 災害補償保険法第31条の規定に係る保険給付通知書(同年6月28日付け。 同月15日支給分の遺族補償年金に係るもの)、労働者災害補償保険法第3 1条の規定に係る保険給付通知書(同年8月25日付け。同月13日支給分 の遺族補償年金に係るよの))

(3) 審査請求人のC営業所の所長(統括管理者)であり、安全衛生推進者を兼任していたGは、労働安全衛生法119条1号及び20条1号並びに労働安全衛生規則107条2項の規定に違反したとして略式起訴され、令和3年3月15日、罰金20万円に処せられ、審査請求人も、労働安全衛生法122条(両罰規定)の規定により略式起訴され、同日、罰金20万円に処せられた。いずれの刑も、正式裁判の申立てがなかったことから、自然確定した。

(災害調査復命書、既決犯罪通知書(甲の2)、既決犯罪通知書(乙))

(4) 処分庁は、令和3年7月8日付け及び同年9月6日付けで、審査請求人に対し、「労働者災害補償保険法第31条第1項第3号の規定に該当すると認められる」との理由を付して、同項の規定に基づき、審査請求人から上記(2)の各支給に要した費用に相当する金額の一部(保険給付の額の100分の30に相当する額)を徴収する各決定(本件各徴収決定)をした。

(法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書(令和3年7月8日付け (費用徴収額67万6,300円)。令和2年11月5日支給分の葬祭料並 びに同年12月15日支給分、令和3年2月15日支給分、同年4月15日 支給分及び同年6月15日支給分の遺族補償年金に係るもの)、法第31条 の規定に基づく費用徴収の決定通知書(同年9月6日付け(費用徴収額5万

7, 493円)。同年8月13日支給分の遺族補償年金に係るもの))

(5) 審査請求人は、本件各徴収決定のうち、令和3年7月8日付けの決定を不服とする審査請求(令和4年度諮問第48号)を令和3年9月6日に、令和3年9月6日付けの決定を不服とする審査請求(令和4年度諮問第49号)を令和3年10月12日に審査庁に対してした。

(各審査請求書)

(6) 審査庁は、令和4年9月27日、当審査会に対し、本件各審査請求はいずれも棄却すべきであるとして本件各諮問をした。

(各諮問書、各諮問説明書)

#### 3 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件事故の原因は、ごみ収集車のかき込み板と投入口の底部との隙間がわずか30センチメートルしかなかったにもかかわらず、本件労働者がその隙間に潜り込んでごみを取ろうとする危険な行為に及んだこと、同僚従業員が本件労働者に声を掛けずにかき込み板を動かす操作をしようとしたこと、そして、同僚従業員がそのためのボタン操作を誤ったことにある。すなわち、かき込み板を上昇させ、作業空間を確保してから、作業に着手していれば、仮に、本件労働者が投入口の内部に上半身を入れることがあり、同僚従業員がボタン操作を誤ることがあったとしても、本件事故は起きていない。また、同僚従業員が本件労働者に声を掛けて、本件労働者が上半身を投入口の外部に出したことを確認してから、ボタン操作をしていれば、本件事故は起きていない。さらに、同僚従業員がボタン操作を誤らなければ、本件事故は起きていない。このように、本件事故は、本件労働者と同僚従業員の通常では考えられない過失が幾重にも重なって起きた事故であって、事業主の故意又は

重大な過失により生じた事故ではない。

- (2) 事業者である審査請求人は、従業員に対する安全教育において、ごみ収集 車の投入口の内部に体を入れることは、危険であるから、絶対にしてはいけ ないと、重ねて教育をしており、本件労働者も同僚従業員も当該安全教育を 受けていた。従業員に対する安全教育を実施してきた審査請求人にとっては、 本件事故の原因となった本件労働者と同僚従業員の行動は、全く予想ができ なかった。また、審査請求人と同じ事業を行う他の事業者にとっても、本件 事故の原因となった本件労働者と同僚従業員の行動は、全く予想ができない ものである。
- (3) 審査請求人が労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に定める事業者の措置義務を履行していなかったことは認めるが、同規則107条2項によれば、事業者は、同条1項の作業に従事する労働者「以外」の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならないとされているから、同条2項は、その規定ぶりからして、基本的には、掃除作業に「従事していない者」が、掃除作業に「従事している者」の存在に気付かずに、当該機械を運転することによって、掃除作業に「従事している者」に生ずる危険を防止することを念頭に置いた規定であると解される。そうすると、本件事故は、ごみ収集車の掃除作業に「従事している者」である同僚従業員が、同じ掃除作業に「従事している者」である同僚従業員が、同じ掃除作業に「従事している者」である同僚従業員が、同じ掃除作業に「従事している者」である同僚従業員が、同じ掃除作業に「従事している者」である同僚従業員が、同じ掃除作業に「従事している者」である同僚従業員が、同じ掃除

仮に、本件事故が労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に定める事業者の措置義務の射程内の事故であるとしても、その措置義務の不履行は、直ちに具体的な事故発生についての事業主の故意又は重大な過失を基礎づけるとはいえない。そして、本件事故については、事業主である審査請求人の故意又は重大な過失により生じた事故であることを証明する証拠はない。

(4) したがって、本件各徴収決定の取消しを求める。

#### 第2 諮問に係る審査庁の判断

1 本件の争点は、本件事故が、事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害であると認められるか否かである。

この点について、昭和47年9月30日付け基発第643号労働省労働基準 局長通達「労働者災害補償保険法第25条(事業主からの費用徴収)の規定の 取扱いについて」(以下「局長通達」という。)は、労災保険法25条1項2号(注:現行の労災保険法31条1項3号)の規定は、「法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合に、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められるとき」に適用すると定めている(記2の(1)のイ)。

そして、平成24年3月29日付け基労補発0329第2号厚生労働省労働 基準局労災補償部補償課長通達「労働者災害補償保険法第31条第1項第3号 に基づく費用徴収の適正な取扱いについて」(以下「課長通達」という。)に よれば、局長通達の上記「当該規定に明白に違反した」とは、送検事例の全て が該当するのではなく、送検事例のうち、「何ら防止措置を講じていなかった と認められる場合」が該当するのであり、「不十分であっても、事故の防止に 寄与し得る一定の措置を講じていたと認められるとき」は該当しないとされて いる(記1)。

- 2 本件事故は、本件労働者が、ごみ収集車の掃除作業の際に、ごみ収集車の 投入口の内部に上半身を入れて作業をしていたところ、同僚従業員がボタン 操作をしたことにより、かき込み板が作動し、本件労働者がかき込み板と投 入口の底部との間に首を挟まれたことが直接的な原因であったと考えられる。
- 3 労働安全衛生規則107条2項には、機械の掃除作業を行う場合において、機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付けるなど、作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならないとの直接的かつ具体的な措置が規定されている。しかし、本件事故の発生時には、ごみ収集車のエンジンは、切られておらず、また、他の者が機械の操作をすることを防止するための安全措置は、何ら講じられていなかった。
- 4 審査請求人は、従業員に対する安全教育において、ごみ収集車の投入口の内部に体を入れることは、危険であるから、絶対にしてはいけないと、重ねて教育をしており、本件労働者も同僚従業員も当該安全教育を受けていたと主張する。しかし、処分庁が提出した教育・訓練記録表によると、本件労働者は、審査請求人が実施した「新人社員教育」及び「社員研修及びEMS教育」を受講していたことは確認することができるが、これらの教育において審査請求人が主張するような労働者の安全教育が実施されたことは確認することができない。
- 5 処分庁が提出した災害調査復命書によると、以下のとおりである。

- (1) メーカーが定めたごみ収集車の取扱説明書には、清掃方法及び注意点についての記載があることは確認することができるが、当該記載内容について、本件労働者及び同僚従業員が審査請求人から説明や教育を受けていたことは確認することができない。
- (2) 審査請求人には、社内マニュアルとして、「業務部作業手順書」及び「収集運搬作業マニュアル」があることは確認することができるが、いずれのマニュアルにも、掃除の手順についての記載はなく、労働者の安全管理等に関する具体的な記載は確認することができない。
- (3) 審査請求人においては、危険予知活動やリスクアセスメントが実施された 記録はなく、また、労働安全衛生マネジメントシステムも実施されていない。
- 6 審査請求人は、主に、本件労働者及び同僚従業員の過失が原因で、本件事故が発生したと主張する。しかし、審査請求人においては、上記3から5までのとおり、①機械の掃除作業を行う場合において、機械の運転を停止したときに、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付けるなど、作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための具体的な措置が講じられていなかったこと、②労働者の安全管理等に関するマニュアル等が作成されておらず、また、労働者に必要な安全教育が行われていなかったこと、③統一作業手順に基づき、作業指揮者を定め、作業指揮を行うなどの作業管理が行われていなかったこと、④リスクアセスメント等の危険源の特定や作業員の安全意識向上のための安全管理活動が行われていなかったことが認められる。したがって、審査請求人は、上記①のとおり、労働安全衛生法20条1号及び労働安全衛生規則107条2項に規定する措置を講じておらず、また、上記②から④までのとおり、本件事故の防止に寄与し得る一定の措置も講じていなかったということができる。
- 7 以上によると、審査請求人は、法令に危険防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されているにもかかわらず、当該規定に明白に違反したため、本件事故を発生させたと認められるから、本件事故は、局長通達及び課長通達に定める費用徴収事案に該当する。

したがって、本件事故が労災保険法31条1項3号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害」に該当するとしてされた本件各徴収決定は妥当であり、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件各徴収決定は 妥当であり、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

## 第3 当審査会の判断

- 1 本件各諮問に至るまでの一連の手続について
  - (1) 一件記録によると、本件各審査請求から本件各諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

ア 令和4年度諮問第48号

審査請求の受付: 令和3年9月6日審査請求書の補正: 同年10月6日

審理員の指名 : 同月19日

(審査請求の受付から約1か月半、審査請求

書の補正から約半月)

反論書の受付 : 令和4年1月11日

審理員意見書の提出 : 同年8月5日

(反論書の受付から約7か月)

諮問:同年9月27日

(審理員意見書の提出から約2か月、審査請

求の受付から約1年1か月)

イ 令和4年度諮問第49号事件

審査請求の受付 : 令和3年10月12日

審査請求書の補正: 同年11月10日審理員の指名: 同年12月14日

(審査請求の受付から約2か月、審査請求書

の補正から約1か月)

反論書の受付 : 令和4年1月31日

審理員意見書の提出 : 同年8月5日

(反論書の受付から約6か月)

諮問: 同年9月27日

(審理員意見書の提出から約2か月、審査請

求の受付から約11か月半)

(2) そうすると、本件では、いずれの事件でも、①反論書の受付から審理員意見書の提出までに6か月以上、②審理員意見書の提出から諮問までに約2か月の期間を要している。また、本件では、いずれの事件でも、審査請求書の補正が必要であったため、その補正後に審理員の指名がされている。諮問第48号事件においては、審査請求書の補正後、約半月で審理員が指名されて

いるのに対し、諮問第49号事件においては、審理員の指名までに約1か月 もの期間を要している。しかし、これらの手続の遅延について特段の理由が あったとは認められない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕 方を改善する必要がある。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件各審査請求から本件各諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。
- 2 本件各徴収決定の違法性又は不当性について
  - (1) 本件では、本件事故が審査請求人の故意又は重大な過失により生じたものであるか否かが問題となっている。
  - (2) 本件事故は、ごみ収集車の掃除作業をしていた本件労働者がごみ収集車の ごみの投入口の内部に上半身を入れて段ボールを除去していた際に、同僚従 業員がごみ収集車の「かき込み板の上昇ボタン」と「積み込みボタン」の操 作を誤ったため、発生したものである(上記第1の2の(1))。

労働安全衛生法20条1号並びに労働安全衛生規則107条1項及び2項 によれば、労働者が機械の掃除等の作業を行う場合には、事業者は、その作 業による危険を防止するための措置(以下「危険防止措置」という。)を講 じなければならないとされている。具体的には、事業者は、労働者が機械の 運転中に機械の掃除等の作業を行うときは「危険な箇所に覆いを設ける等の 措置」(労働安全衛生規則107条1項)を、労働者が機械の運転を停止し て機械の掃除等の作業を行うときは「当該機械の起動装置に錠を掛け、当該 機械の起動装置に表示板を取り付ける等」の機械の掃除等の「作業に従事す る労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置」(同条 2項)を講じなければならないとされている。これらの規定は、事業者が労 働災害を防止するために履行すべき最低基準を定めたものである(労働安全 衛生法3条1項)から、事業者が労働安全衛生規則107条1項又は2項に 定める危険防止措置を全く講じていなかったことにより労働災害が発生した 場合には、事業者が上記の危険防止措置以外の労働災害の防止に寄与し得る 措置を講じていたなどの特段の事情がない限り、当該事業者には労働災害を 生じさせた重大な過失があると認めるのが相当である。

(3) そこで、まず、審査請求人が労働安全衛生規則107条1項又は2項に規定する危険防止措置を講じていたか否かについて検討する。

本件において同僚従業員が操作を誤ったボタン(起動装置)は、ボタンを 押している間だけ、対応する動作をするものであり、ボタンから手を離すと、 その動作を停止するものである(災害調査復命書の〔災害発生状況の詳細〕 の2の(2)の⑩)から、本件事故は、本件労働者が機械の運転を停止して機械 の掃除を行っていたときに、同僚従業員が起動装置を操作して当該機械を運 転したために発生した事故であるということができる。

したがって、本件では、労働安全衛生規則107条2項に定める危険防止措置を審査請求人が講じていたか否かが問題となるところ、同項は、「当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等」の機械の掃除等の「作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置」を講じなければならないと規定しており、ここにいう「等」の措置には、「作業者に安全プラグを携帯させること」、「監視人を配置し、作業を行っている間当該機械の起動装置を操作させないように措置を講ずること」及び「当該機械の起動装置の操作盤全体に錠をかけること」が含まれるとされている(昭和58年6月28日付け基発第339号労働省労働基準局長通達「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」の記第3の1の3参照)。

この点について、処分庁が、本件事故は審査請求人が労働安全衛生規則 107条2項に定める危険防止措置を講じなかったことにより発生したものであると主張した(弁明書の記4の(2)のア)のに対し、審査請求人は、「確かに、事業主において措置義務違反の事実はある。」、「事業主が措置義務を履行していなかったことは事実である」と述べている(反論書の5及び6)から、審査請求人は、上記の危険防止措置を講じていなかったことは認めているものと考えられる。そして、処分庁が本件事故の発生状況等について調査した結果(災害調査復命書)によっても、審査請求人は、上記の危険防止措置を全く講じていなかったものと認められる。

そうすると、本件事故は、審査請求人が労働安全衛生規則107条2項 が義務付けている最低基準としての危険防止措置を全く講じていなかったこ とにより発生した事故であるということができる。

(4) 次に、本件において、審査請求人が労働安全衛生規則107条2項に規定する危険防止措置以外の労働災害の防止に寄与し得る措置を講じていたなどの特段の事情があるか否かについて検討する。

審査請求人は、従業員に対する安全教育において、ごみ収集車の投入口の内部に体を入れることは、危険であるから、絶対にしていはいけないと、重ねて教育をしており、本件労働者も同僚従業員も当該安全教育を受けて

いたと主張する(上記第1の3の(2))から、この主張は、上記「特段の事情」があることを主張しているものと解される(なお、この主張以外には、審査請求人は、上記「特段の事情」があることを主張していない。)。

そこで、審査請求人において従業員に対する安全教育が行われていたか 否かについて検討すると、以下のとおりである。

- ア 審査請求人においては、従業員に対する教育・訓練として、「新入社員教育」及び「社員研修及びEMS教育」が実施されており、本件労働者も同僚従業員もこれらの教育を受講しているが、これらの教育において、ごみ収集車の掃除作業についての安全教育がされた形跡はうかがわれない(災害調査復命書の〔災害発生状況の詳細〕の2の(3)の①、別添資料3)。
- イ 審査請求人においては、作業マニュアルとして、「業務部作業手順書 (車輌運転)」及び「収集運搬作業マニュアル」が作成されているが、 これらのマニュアルには、ごみ収集車の掃除作業に関する記載は全くさ れていない(災害調査復命書の〔災害発生状況の詳細〕の2の(3)の②、 別添資料4)。
- ウ なお、ごみ収集車のメーカーが作成した取扱説明書には、「作業上の 安全注意」として、「エンジン作動時は、誤操作等により装置が不意に 動きだし非常に危険です。」との記載がされている(災害調査復命書の 〔災害発生状況の詳細〕の2の(2)の⑩、別添資料2)が、審査請求人に おいて、これらの安全注意事項を従業員に周知徹底するための活動がさ れていた形跡はうかがわれない。

以上によれば、審査請求人においては、ごみ収集車の掃除作業に関し、 従業員に対する安全教育が行われていたとは認められないから、審査請求人 の上記主張は、採用することができない。

したがって、本件においては、上記「特段の事情」があるとは認められない。

(5) 上記(2)から(4)までで検討したところによれば、本件事故は、審査請求人が労働安全衛生規則107条2項が義務付けている最低基準としての危険防止措置を全く講じていなかったことにより発生した事故であり、本件においては、審査請求人が上記の危険防止措置以外の労働災害の防止に寄与し得る措置を講じていたなどの特段の事情があるとは認められないから、審査請求人には本件事故を生じさせた重大な過失があると認められる。

- (6) 最後に、審査請求人のその他の主張について検討する。
  - ア 審査請求人は、労働安全衛生規則107条2項は同条1項の作業に従事する労働者「以外」の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならないと規定しているから、その規定ぶりからして、本件労働者と同じ作業に従事していた同僚従業員が当該機械を運転したことにより発生した本件事故は、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に定める事業者の措置義務の射程外の事故というべきであると主張する(上記第1の3の(3))。

しかし、労働安全衛生規則107条2項は、機械の運転を停止して機械の掃除等の作業を行っているときに当該機械の運転がされると、当該作業を行っている労働者に危険を及ぼすおそれがあることから、当該作業を行っている労働者(被災労働者)以外の者により当該機械が運転されないようにするための措置を義務付けた規定であって、当該措置の対象者には、被災労働者以外の者が広く含まれると解するのが相当であり、本件における同僚従業員も当然これに含まれるから、本件事故は、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に定める事業者の措置義務の射程内の事故であるというべきである。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

イ 審査請求人は、仮に、本件事故が労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に定める事業者の措置義務の射程内の事故であるとしても、その措置義務の不履行は、直ちに具体的な事故発生についての事業主の故意又は重大な過失を基礎づけるとはいえないと主張する(上記第1の3の(3))。

しかし、上記(4)のとおり、審査請求人は、従業員に対する安全教育以外には、上記「特段の事情」を主張していないし、その主張する従業員に対する安全教育が審査請求人において行われていたとは認められない。そして、上記(4)のウのとおり、ごみ収集車のメーカーが作成した取扱説明書には、「作業上の安全注意」として、「エンジン作動時は、誤操作等により装置が不意に動きだし非常に危険です。」との記載がされていたにもかかわらず、審査請求人は、上記(3)のとおり、装置の誤操作等を防止するための労働安全衛生規則107条2項に規定する危険防止措置を全く講じていなかったのであるから、審査請求人には本件事故を生じさせた重大な過失があると認められる。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

ウ 審査請求人は、本件事故は本件労働者と同僚従業員の通常では考えられない過失が幾重にも重なって起きた事故であって、事業主の故意又は重大な過失により生じた事故ではないとも主張する(上記第1の3の(1))。審査請求人は、上記主張において、本件労働者の過失として、ごみ収集車のかき込み板と投入口の底部との隙間がわずか30センチメートルしかなかったにもかかわらず、本件労働者がその隙間に潜り込んでごみを取ろうとする危険な行為に及んだことを指摘するが、本件事故は、同僚従業員がボタン操作を誤ったために発生したものである(上記第1の2の(1))から、審査請求人が指摘する本件労働者の過失は、本件事故の主な原因ではない。また、機械の清掃等の作業に従事する労働者(被災労働者)以外の者の過失により労働災害が発生しないようにするために、事業者に機械の誤操作等を防止するための危険防止措置を講ずる義務を定めた規定が労働安全衛生規則107条2項であるから、ここで問題とすべきは、被災労働者以外の者に過失があったか否かではなく、事業者が上記危険防止措置を講じていたか否かである。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

(7) そうすると、本件事故は、労災保険法31条1項3号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因となった事故」に該当するということができる。そして、本件各徴収決定における徴収金の額は、審査請求人に支給された保険給付の額の100分の30に相当する額であり(上記第1の2の(4))、これは、局長通達の定め(記2の(3))に従ったものであるから、本件各徴収決定の徴収金の額も、適正である。

したがって、本件各徴収決定に違法又は不当な点は認められない。

#### 3 付言

審査庁が当審査会に諮問をするに当たっては、審査請求に係る処分の適否を判断することができる資料を十分にそろえて提出する必要があり、中でも、当該処分の通知書は、当該処分の適否を判断するために必要不可欠な資料であるから、当然提出すべきものであるが、審査庁は、本件各諮問に当たり、本件各審査請求に係る処分(本件各徴収決定)の通知書(上記第1の2の(4)の末尾掲記の各「法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書」)を提出しなかった。また、審査庁は、本件各徴収決定の適否を局長通達及び課長通達に従って検討している(上記第2)から、本件が送検事例であることが分かる資料も当然提出する必要があるが、審査庁は、本件各諮問に当たり、

この資料(上記第1の2の(3)の末尾掲記の既決犯罪通知書)も提出しなかった。

そこで、当審査会は、審査庁に対し、上記資料を含む不足資料の追加提出 を求めなければならず、審査庁からそれらの資料が追加提出されるまで、本 件の調査審議の手続を進めることができなかった。

審査庁が当審査会に諮問をするに当たっては、当該諮問に係る審査庁の判 断を根拠付ける資料が十分にそろっているか否かをしっかり確認されたい。

## 4 まとめ

以上によれば、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審查会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴 :	公 美
委	員	村	田	珠	美